

出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょう。今回感染した疾病は学校保健安全法施行規則により、学校で予防すべき感染症と指定されています。そのため、医師の登校許可が出るまで登校することができません。なお、この期間は欠席ではなく出席停止扱いとなります。

また、治癒して登校する際は、「治癒証明書」を医師に記入していただき、担任に提出してください。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 痘そう ベスト クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 鳥インフルエンザ ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
第三種	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	水痘	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	すべての発疹が痂皮化するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。

主治医 様

お手数ですが、下記の証明書のご記入をお願い致します。

----- き り と り せ ん -----

治 癒 証 明 書

安中市立碓東小学校長 宛

年 組 氏名

病名 () ※インフルエンザの場合、A型B型もご記入ください。

上記のものは、令和 年 月 日より、出席停止になっていましたが、
感染のおそれなくなりましたので、令和 年 月 日より出席可能です。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印